

第 1 1 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 3 条第 2 項中「 4 0 0 円」を「 3 9 0 円」に改める。

第 9 条第 2 項中「 4 8 0 円」を「 4 6 0 円」に改める。

第 1 1 条を次のように改める。

第 1 1 条 削除

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

心身障がい者施設等業務手当を廃止するほか、手当の額を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。